

## 施設関連情報

### ■業務要求水準書

<https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/tabid/497/Default.aspx>

※ 原則として本要求水準書を満たす形で新国立競技場の設計が行われている。

※ 同要求水準書において、主要室名、面積、基本的性能基準、各種設備等を整理した各室性能表も掲載している（添付資料 11）。

### ■新国立競技場整備事業に関する技術提案書

（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体）

#### ○技術提案書・参考添付資料

[https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601\\_a\\_3\\_ikkatsu.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601_a_3_ikkatsu.pdf)

#### ○基本図面

[https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601\\_a\\_4\\_zumenn.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601_a_4_zumenn.pdf)

#### ○追加資料

[https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601\\_a\\_1\\_tsuikashiryou.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601_a_1_tsuikashiryou.pdf)

#### ○正誤表

[https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601\\_a\\_2\\_seigohyou.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601_a_2_seigohyou.pdf)

#### ○技術的事項の確認

[https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601\\_a\\_gijyutsuteki.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/1601_a_gijyutsuteki.pdf)

※なお、上記内容は技術提案時点の情報であって、実際の設計図書等においては、デッキ形状の見直し（以下 URL 参照）を含め、一部変更が生じている。

### ■新国立競技場整備事業に関する定例ブリーフィング 第 18 回（平成 29 年 9 月 15 日）配布資料 2

[https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/advisory/20170809\\_advisory2\\_siryou03\\_01.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/advisory/20170809_advisory2_siryou03_01.pdf)

※ 平成 29 年 8 月 9 日に開催した第 2 回「新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議」において配布した資料（資料 3）を定例ブリーフィング資料として配付

## ■施設の許認可等に関する事項

新国立競技場の整備にあたっては、東京都再開発促進区を定める地区計画運用基準に基づき、神宮外苑地区地区計画企画提案書を JSC より東京都に提出しており、これに基づく東京都市計画地区計画が決定されている。

また、現建築物の建築基準法上の用途としては「観覧場、附属自動車車庫、自転車駐車場」となっており、現在の用途地域（第二種中高層住居専用地域）に建築するために、建築基準法第 48 条第 4 項ただし書きの規定による許可を得ている。

更に、建築基準法施行令第 129 条の 2 第 1 項に基づく全館避難安全性能に係る大臣認定（性能評価を含む）、東京都建築安全条例第 52 条に規定する興行場等の制限の緩和の認定（建築防災計画評定を含む）、建築基準法第 20 条第 1 項に基づく時刻歴応答解析建物性能に係る大臣認定（性能評価を含む）及び駐車場条例第 17 条第 1 項に基づく附置義務台数緩和の認定等をはじめとする許認可を受けている。

このため、施設の改修にあたっては、上記、建築基準関連法令、都市計画関係法令等に係る許認可等の再取得・変更の手続き等が生じる場合がある。これらはあくまで主な例示であり、現時点で許認可等を取得している内容はこれに限ったものではない。

## ■神宮外苑地区地区計画の決定（東京都都市整備局のウェブサイト）

[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/toshi\\_saisei/saisei07.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/toshi_saisei/saisei07.htm)